

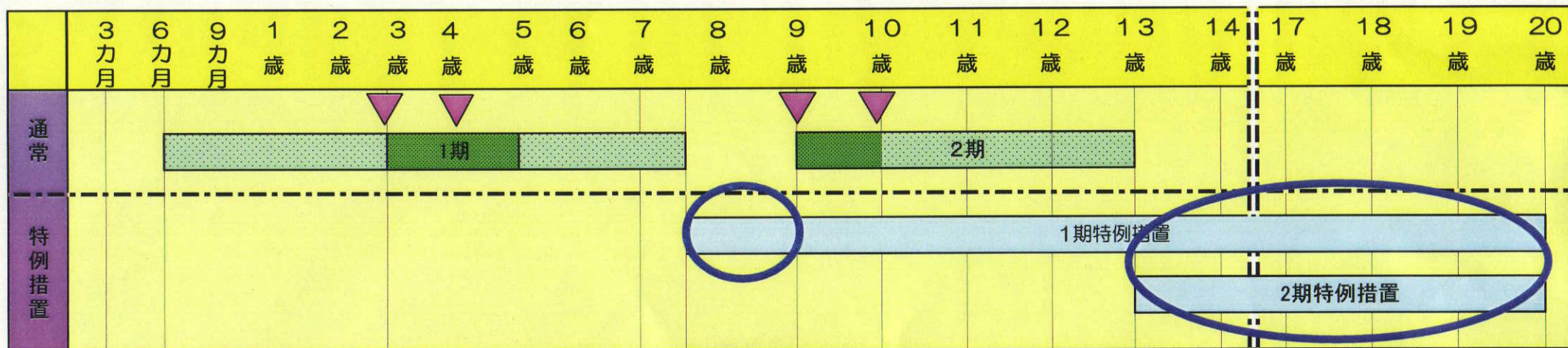
日本脳炎予防接種の改正について

主な改正点

- 平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの者の第1期・第2期不足分が接種可能に。
(平成7年4月2日～5月31日生まれの者は、予防接種法に基づく特例措置の対象ではないため、市町独自事業で行政措置として第2期予防接種のみ対象として実施。)
- 3歳、4歳の子に加えて、9歳、10歳の子の1期も積極的勧奨。
- 特例措置の有効期限の変更。
7歳半から13歳未満の者に対しての有効期限は13歳未満まで。13歳以上の者の有効期限は20歳未満まで。
(13歳未満までの者が接種せずに13歳の有効期限を迎えてしまった場合は20歳未満までの接種券に差し替えます。)

日本脳炎ワクチンの接種スケジュール

標準的な接種期間
 法で定められている接種対象期間
 積極的勧奨



今回の制度改正により新たに対象になった者

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逸した者(平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれ)のうち、通常の定期の対象年齢に該当しない者(7歳6ヶ月以上9歳未満の者、及び13歳以上20歳未満の者)について特例措置の対象とする。